

件名

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件

○金融庁告示第 号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次のように指定する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針（業種別委員会実務指針第七十四号）」とする。